

指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センター三愛 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人社団 松弘会（以下「事業者」という）が開設する居宅介護支援センター三愛（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という）に対し、要介護者の選択に基づき適切な福祉サービス及び保健医療サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、適正な指定居宅介護支援を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービス等が特定の種類、特定の事業所に不当に偏ることのないように公正中立な立場を維持しつつ適切に行う。

2. 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。
3. 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。
4. 利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、かつ、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である。
5. 医療機関との連携
 - (1) 利用者が医療系サービスの利用を希望する場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、この意見を求めた医師に対してケアプランを交付する。
 - (2) 主治の医師等が適切な判断を行えるよう、訪問介護事業所等から伝達を受けた口腔に関する問題や薬剤状況等の利用者の状態やモニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行う。
 - (3) 事業所の介護支援専門員は、事業の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が入院した場合に事業所名と担当介護支援専門員の氏名や連絡先等の情報を入院医療機関の職員等に提供するよう協力を依頼する。

6. 障害福祉制度の相談員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携を密接に行う。

7. サービス割合の公表

- (1) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- (2) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。
- (3) 上記(1)、(2)について、介護サービス情報公表制度において公表する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援センター三愛
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市桜区田島四丁目1577番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、主任介護支援専門員の資格を有し、従業者への指導及び助言を行うと共に、業務の管理を一元的に行い、自らも居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 事務職員 1名以上を配置し、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする
(ただし、国民の休日及び12月31日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前 9時から午後 5時までとする。

(事業の提供方法、内容及び利用料)

第6条 事業の提供方法、内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 使用する課題分析票の種類 ソフト『カイポケ』による。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成 課題分析に基づき、サービス目標、時期、留意点等盛り込む

- (4) サービス担当者会議等の実施 居宅サービス計画原案について担当者から専門的意見を求める。
(5) 居宅サービス計画の確定 保険給付の対象となるか否かを区分してその内容等について
利用者またはその家族へ説明し文書等により同意を得る。

- (6) モニタリングの結果記録 月1回

※他のサービス事業所との連携によるモニタリング要件を満たした上で実施した場合は、
2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）の記録とする。

2. 第7条の通常の実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費はその実費（事業所から
公共の交通機関を使用しての費用）を徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明を
した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
4. 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる
体制を整備する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市桜区、南区、浦和区、中央区 とする。

(緊急時における対応)

第8条 介護支援専門員は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速や
かに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告し
なければならない。

(苦情・相談・ハラスメント処理)

第9条 事業の提供に係る利用者またはその家族からの苦情・相談・ハラスメントに迅速かつ適切に
対応するため、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚
生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイ
ダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以
外の目的では原則的に使用ないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族
の了解を得るものとする。
3. 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(職員研修)

第11条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

(虐待の防止)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営事項に定める留意事項)

第13条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 認知症や認知症ケアに関する研修 年1回
- (2) プライバシーの保護に関する研修 年1回
- (3) 倫理及び法令遵守に関する研修 年1回
- (4) ハラスメント対策に関する研修 年1回
- (5) 感染症予防及びまん延防止に関する研修 年1回
- (6) 高齢者虐待防止に関する研修 年1回
- (7) 業務継続計画(BCP)に基づく研修 年1回

2. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団 松弘会理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上を行うものとする。

(身体拘束等の適正化の推進)

第16条 1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体拘束を行ってはならないこととする。

2. 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに
緊急やむを得ない理由を記録する。

(書面掲示・公表)

第17条 事業所の運営規定の概要等の重要事項等について書面掲示に加え、インターネット上で情報
の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ又は情報公表
システム上に掲載・公表するものとする。

附則

本規程は、平成18年 9月 1日から施行する。

本規程は、平成23年 1月 1日から施行する。

本規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

本規定は、平成23年 3月16日から施行する。

本規定は、平成24年 4月 1日から施行する。

本規定は、平成24年 8月 1日から施行する。

本規定は、平成25年 5月 7日から施行する。

本規定は、平成25年 8月 1日から施行する。

本規定は、平成25年 9月 1日から施行する。

本規定は、平成26年 7月 1日から施行する。

本規定は、平成26年 8月 1日から施行する。

本規定は、平成27年 6月 1日から施行する。

本規定は、平成28年 4月 1日から施行する。

本規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

本規定は、平成29年 6月 1日から施行する。

本規定は、平成29年 7月 11日から施行する。

本規定は、平成29年 11月 1日から施行する。

本規定は、平成30年 4月 1日から施行する。

本規定は、平成30年 11月 30日から施行する。

本規定は、令和元年 5月 7日から施行する。

本規定は、令和2年 5月 7日から施行する。

本規定は、令和3年 4月 1日から施行する。

本規定は、令和4年 4月 1日から施行する。

本規定は、令和6年 4月 1日から施行する。

本規定は、令和6年 6月 15日から施行する。

本規定は、令和7年 1月 15日から施行する。

本規定は、令和7年 9月 1日から施行する。